

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

町田市鶴川三丁目・五丁目地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称

地図の名称は、地籍図原図、簿冊の名称は、地籍簿（案）

2. 閲覧期間 2026年 8月21日から
2026年 9月 9日まで 20日間

3. 閲覧場所

閲覧場所	実施日
町田市大蔵町1981-4 鶴川市民センター 第一会議室	2026年8月21日(金)～8月 28日(金)、9月5日(土)、9月 6日(日)
町田市森野2-2-22 市庁舎9階 会議室9-3	2026年8月31日(月)～9月 4日(金)、9月7日(月)～9月 9日(水)

4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6. 閲覧は、期間中毎日10時から15時まで行うこととする。
（閉庁日閲覧：8月22日、8月23日、9月5日、9月6日）

2026年 8月20日

町田市長 稲垣 康治

揭示期限:9月3日